

国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程を次のとおり改正する。

現行	改正
本則  (新設)	本則  <u>(年俸制給与の適用を受ける職員に対する退職手当の特例)</u> <u>第18条の5 年俸制給与の適用を受ける職員に対する退職手当に</u> <u>ついては、別に定める。</u>

附 則 (規程第58号)

この規程は、平成27年1月1日から施行する。